

所得税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(固定資産の範囲)

第五条 法第二条第一項第十八号(定義)に規定する政令で定める資産は、
棚卸資産、有価証券、金融商品取引法第二条第四十九項(定義)に規定する
暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるものとする。
一 四 省 略

(減価償却資産の範囲)

第六条 法第二条第一項第十九号(定義)に規定する政令で定める資産は、
棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(時の
経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。
一 七 省 略

八 次に掲げる無形固定資産

イ 省 略

ロ 貯留権(二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十
八号)第二条第八項(定義)に規定する試掘権を含む。)

ハ 八 省 略

九 省 略

(ひとり親の範囲)

第十一条の二 省 略

2 法第二条第一項第三十一号イに規定する政令で定める子は、その年分の
総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が六十二万円以下の
子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)とす
る。

(勤労学生の範囲)

第十一条の三 省 略

2 法第二条第一項第三十二号ロ又はハに規定する政令で定める課程は、当
該課程が次の各号に掲げる課程のいずれの区分に属するかに応じ当該各号

(固定資産の範囲)

第五条 法第二条第一項第十八号(定義)に規定する政令で定める資産は、
棚卸資産、有価証券、資金決済に関する法律第二条第十四項(定義)に規
定する暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるものとする。
一 四 同 上

(減価償却資産の範囲)

第六条 同 上

一 七 同 上

八 同 上

イ 同 上

ロ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)第
二条第八項(定義)に規定する試掘権

ハ 八 同 上

九 同 上

(ひとり親の範囲)

第十一条の二 同 上

2 法第二条第一項第三十一号イに規定する政令で定める子は、その年分の
総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が五十八万円以下の
子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)とす
る。

(勤労学生の範囲)

第十一条の三 同 上

2 法第二条第一項第三十二号ロ又はハに規定する政令で定める課程は、当
該課程が次の各号に掲げる課程のいずれの区分に属するかに応じ当該各号

に定める事項に該当する課程とする。

一 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ その一年の授業時間数が八百時間以上であること（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項）。

(1) 夜間その他特別な時間において授業を行う場合 その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。

(2) 通信による教育を行う場合 次に掲げる事項

(i) その一年の対面により行う授業の授業時間数が百二十時間以上であること。

(ii) その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が十三単位以上であり、かつ、その修業期間を通ずる単位数が二十三単位以上であること。

二 省 略

二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程及び同法第二百五条の二第一項（専攻科）に規定する専攻科（以下この号において「専攻科」という。）の課程 次に掲げる事項（専攻科の課程にあつては、ロに掲げる事項を除く。）

イ 前号イ、ロ及びニに掲げる事項

ロ その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が三十一単位以上であること（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項）。

(1) 夜間その他特別な時間において授業を行う場合 その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が十七単位以上であり、かつ、その修業期間を通ずる単位数が三十一単位以上であること。

(2) 通信による教育を行う場合 次に掲げる事項

(i) その修業期間を通ずる対面により行う授業の授業時間数をその

に掲げる事項に該当する課程とする。

一 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程及び専門課程 次に掲げる事項

イ・ロ 同 上

ハ その一年の授業時間数が八百時間以上であること（夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること）。

二 同 上

修業期間の年数に相当する数で除して計算した授業時間数が百二十時間以上であること。

(ii) (1)に定める事項

三| 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百二十五条第一項に規定する一般課程 次に掲げる事項

イ| 第一号イ及びニに掲げる事項

ロ| その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程）があり、それぞれの修業期間が一年以上であつて一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が二年以上であること。

ハ| その一年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が六百八十時間以上であること（通信による教育を行う場合には、第一号ハ(2)に定める事項）。

四| 前三号に掲げる課程以外の課程 次に掲げる事項

イ| 第一号イ及びニ並びに前号ロに掲げる事項

3 | 省 略
ロ | 省 略
省 略

(非課税とされる通勤手当)

第二十条の二 法第九条第一項第五号（非課税所得）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる通勤手当（これに類するものを含む。）の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（第五号及び第六号に規定する者を除く。）が受ける通勤手当（これに類する手当を含む。以下この条において同じ。） その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額（一月当たりの金額

二| 前号に掲げる課程以外の課程 次に掲げる事項

イ| 前号イ及びニに掲げる事項

ロ| その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程）があり、それぞれの修業期間が一年以上であつて一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が二年以上であること。

3 | 同 上
ハ | 同 上
同 上

(非課税とされる通勤手当)

第二十条の二 同 上

一 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（第四号に規定する者を除く。）が受ける通勤手当（これに類する手当を含む。以下この条において同じ。） その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額（一月当たりの金額が十五万円

が十五万円を超えるときは、一月当たり十五万円)

- 二 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者(その通勤の距離が片道二キロメートル未満である者並びに次号、第五号及び第六号に規定する者を除く。)が受ける通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 省 略

ト その通勤の距離が片道五十五キロメートル以上六十五キロメートル未満である場合 一月当たり三万八千七百円

チ その通勤の距離が片道六十五キロメートル以上七十五キロメートル未満である場合 一月当たり四万五千七百円

リ その通勤の距離が片道七十五キロメートル以上八十五キロメートル未満である場合 一月当たり五万二千七百円

ヌ その通勤の距離が片道八十五キロメートル以上九十五キロメートル未満である場合 一月当たり五万九千六百円

ル その通勤の距離が片道九十五キロメートル以上である場合 一月当たり六万六千四百円

- 三 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者で当該交通用具の駐車のための施設(当該施設がその者の勤務する場所又は通勤の経路における駅、停留所その他の施設の周辺にあることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この号及び第六号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(その通勤の距離が片道二キロメートル未満である者及び同号に規定する者を除く。)が受ける通勤手当 前号イからルまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからルまでに定める金額と一月当たりの当該駐車場等の料金を相当する金額として財務省令で定める金額(当該金額が五千円を超えるときは、五千円。第六号において「駐車場等料金相当額」という。)との合計額

- 四 通勤のため交通機関を利用することを常例とする者(第一号に掲げる通勤手当の支給を受ける者並びに次号及び第六号に規定する者を除く。)(が受ける通勤用定期乗車券(これに類する乗車券を含む。以下この条において同じ。)) 其の者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による定期乗車券の価額(一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一

を超えるときは、一月当たり十五万円)

- 二 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者(その通勤の距離が片道二キロメートル未満である者及び第四号に規定する者を除く。)が受ける通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 同 上

ト その通勤の距離が片道五十五キロメートル以上である場合 一月当たり三万八千七百円

- 三 通勤のため交通機関を利用することを常例とする者(第一号に掲げる通勤手当の支給を受ける者及び次号に規定する者を除く。)(が受ける通勤用定期乗車券(これに類する乗車券を含む。以下この条において同じ。)) 其の者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による定期乗車券の価額(一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一月当たり十五

定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。

一 六 省 略

- 七 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第二十七号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金
- 八 省 略

（収用に類するやむを得ない事由）

第九十三条 法第四十四条（移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入）に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、租税特別措置法第三十三条第一項各号（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収若しくは権利の消滅、同条第四項第一号に規定する土地収用法等の規定に基づく使用、同項第二号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の取壊し若しくは除去若しくは同項第三号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の除却又はマシジョンの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第十五条の二第二項（賃貸借の終了請求）（同法第十五条の四第一項（配偶者居住権の消滅請求）において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第二項（賃貸借の終了請求）（同法第二百二十四条第一項（配偶者居住権の消滅請求）において準用する場合を含む。）若しくは第百六十三条の十五第二項（賃貸借の終了請求）（同法第百六十三条の十七第一項（配偶者居住権の消滅請求）において準用する場合を含む。）の規定による賃貸借の終了若しくは配偶者居住権の消滅とする。

（暗号資産の評価の方法）

第百十九条の二 法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。第二号において同じ。）において有する法第二十一条第一項第十六号（定義）に規定する暗号資産（以下この項において「期末暗号資産」という。）の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末暗号資産につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出

一 六 同 上

- 七 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金
- 八 同 上

（収用に類するやむを得ない事由）

第九十三条 法第四十四条（移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入）に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、租税特別措置法第三十三条第一項各号（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収若しくは権利の消滅、同条第四項第一号に規定する土地収用法等の規定に基づく使用、同項第二号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の取壊し若しくは除去若しくは同項第三号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の除却又はマシジョンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第一百四十九条（権利消滅期日における権利の帰属等）の規定による同法第五十三条（補償金）に規定する権利の消滅とする。

（暗号資産の評価の方法）

第百十九条の二 法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。第二号において同じ。）において有する同項に規定する暗号資産（以下この項において「期末暗号資産」という。）の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末暗号資産につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額を

し、その算出した取得価額をもつて当該期末暗号資産の評価額とする方法とする。

一 総平均法（暗号資産（法第二条第一項第十六号に規定する暗号資産をいう。以下この款において同じ。）をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年一月一日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額との合計額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

2 二省略

（暗号資産の評価の方法の変更手続）

第百十九条の四 省略

2 第一条第二項から第五項まで（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「事業所得の金額」とあるのは、「事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額」と読み替えるものとする。

（暗号資産の法定評価方法）

第百十九条の五 省略

2 税務署長は、居住者が暗号資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた居住者がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。以下この項において同じ。）により評価しなかつた場合において、その居住者が行つた評価の方法がその居住者の選定した評価の方法以外の第百十九条の二第一項に規定する評価の方法に該当し、かつ、その行つた評価の方法によつてもその居住者の各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算を適正に行うことができることを認めるときは、その行つた評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる。

第百二十条の二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産（第六

もつて当該期末暗号資産の評価額とする方法とする。

一 総平均法（暗号資産（法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産をいう。以下この款において同じ。）をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年一月一日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額との合計額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

2 同上

（暗号資産の評価の方法の変更手続）

第百十九条の四 同上

2 第一条第二項から第五項まで（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「事業所得の金額」とあるのは、「事業所得の金額又は雑所得の金額」と読み替えるものとする。

（暗号資産の法定評価方法）

第百十九条の五 同上

2 税務署長は、居住者が暗号資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた居住者がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。以下この項において同じ。）により評価しなかつた場合において、その居住者が行つた評価の方法がその居住者の選定した評価の方法以外の第百十九条の二第一項に規定する評価の方法に該当し、かつ、その行つた評価の方法によつてもその居住者の各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算を適正に行うことができることを認めるときは、その行つた評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる。

第百二十条の二 同上

号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの（償却費の額の計算上選定をすることができる法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。）とする。

一～四 省 略

五 第六条第八号イに掲げる鉱業権及び貯留権 次に掲げる方法

イ 省 略

ロ 生産高等比例法（当該鉱業権又は貯留権の取得価額をこれらの資産の耐用年数（これらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数）の期間内におけるこれらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定数量又は注入予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各年における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。）

六 省 略

2・3 省 略

（減価償却資産の償却の方法の選定）

第百二十三条 省 略

2 省 略

3 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（以下この項において「旧償却方法適用資産」という。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかつたことにより第百二十五条に規定する償却の方法によるべきこととされている場合を含むものとし、二以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。）において、同年四月一日以後に取得された減価償却資産（以下この項において「新償却方法適用資産」という。）で、同年三月三十一日以前に取得されたとしたならば当該旧償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属するものにつき前項の

一～四 同 上

五 第六条第八号イに掲げる鉱業権 次に掲げる方法

イ 同 上

ロ 生産高比例法

六 同 上

2・3 同 上

（減価償却資産の償却の方法の選定）

第百二十三条 同 上

2 同 上

3 同 上

規定による届出をしていないときは、当該新償却方法適用資産については、当該旧償却方法適用資産につき選定した次の各号に掲げる償却の方法の区分に応じ当該各号に定める償却の方法（第二百二十条の二第一項第三号イに掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、当該旧償却方法適用資産につき選定した第一号又は第三号に掲げる償却の方法の区分に応じそれぞれ第一号又は第三号に定める償却の方法）を選定したものとみなす。ただし、当該新償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属する他の新償却方法適用資産について、次条第一項の承認を受けている場合は、この限りでない。

一・二 省 略

三 旧生産高比例法 生産高比例法（第二百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、生産高等比例法）

4・5 省 略

（減価償却資産の法定償却方法）

第二百二十五条 法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却の方法を選定しなかつた場合における政令で定める方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 省 略

ロ 第二百二十条の二第一項第三号に掲げる減価償却資産 生産高比例法

ハ 第二百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産 生産高等比例法

（年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）

第三百三十二条 居住者の有する減価償却資産（第二百二十条第一項第六号及び第二百二十条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産を除く。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたとき

一・二 同 上
三 旧生産高比例法 生産高比例法

4・5 同 上

（減価償却資産の法定償却方法）

第二百二十五条 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 第二百二十条の二第一項第三号及び第五号に掲げる減価償却資産 生産高比例法

（年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）

第三百三十二条 同 上

は、当該資産の償却費としてその該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該資産が年の中途において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供された場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 省 略

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法、生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量で除し、これに当該業務の用に供された日からその年十二月三十一日までの期間における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額

ハ 省 略

二 当該資産が年の中途において前号に規定する業務の用以外の用に供された場合 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 省 略

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法、生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量で除し、これにその年一月一日から当該業務の用以外の用に供された日までの期間における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額

ハ 省 略

三 当該資産を有する居住者が年の中途において死亡し又は出国をする場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 省 略

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法、生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれら

一 同上

イ 同上

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これに当該業務の用に供された日からその年十二月三十一日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額

ハ 同上

二 同上

イ 同上

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその年一月一日から当該業務の用以外の用に供された日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額

ハ 同上

三 同上

イ 同上

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算

の方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量で除し、これにその年一月一日からその死亡又は出国の日までの期間における当該鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額

2 省 略

（減価償却資産の償却累積額による償却費の特例）

第三百三十四条 居住者の有する次の各号に掲げる減価償却資産の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額と当該減価償却資産につき当該各号に規定する償却の方法により計算したその年分の償却費の額に相当する金額との合計額が当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該減価償却資産については、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、当該償却費の額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもつてその年分の償却費の額とする。

一 省 略

二 平成十九年四月一日以後に取得されたもの（第二百二十条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同条第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引（ハ）において「所有権移転外リース取引」という。）に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）で、そのよるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、生産高等比例法、リース期間定額法又は第二百二十条の三第一項に規定する償却の方法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

2・3 省 略

（親族が事業に専ら従事するかどうかの判定）

第六十五条 省 略

2 前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当す

した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその年一月一日からその死亡又は出国の日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額

2 同 上

（減価償却資産の償却累積額による償却費の特例）

第三百三十四条 同 上

一 同 上

二 平成十九年四月一日以後に取得されたもの（第二百二十条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同条第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引（ハ）において「所有権移転外リース取引」という。）に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）で、そのよるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、リース期間定額法又は第二百二十条の三第一項に規定する償却の方法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

2・3 同 上

（親族が事業に専ら従事するかどうかの判定）

第六十五条 同 上

2 同 上

る者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。

一 学校教育法第一条（学校の範囲）、第二百二十四条（専修学校）又は第百三十四条第一項（各種学校）の学校の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第二百二十四条又は同項の学校の学生又は生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

二・三 省略

（交換による取得資産の取得価額等の計算）

第六十八條 法第五十八條第一項（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）の規定の適用を受けた居住者が同項に規定する取得資産（以下この条において「取得資産」という。）について行なうべき法第四十九條第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の額の計算及びその者が取得資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者がその取得資産を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額をもつて取得したものとみなす。この場合において、その譲渡による所得が法第三十三條第三項第一号又は第二号（譲渡所得）に掲げる所得のいずれに該当するかの判定については、その者がその取得資産を法第五十八條第一項に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）を取得した時から引き続き所有していたものとみなす。

一〜三 省略

（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）

第七十八條 省略

2 法第六十二條第一項の規定により、同項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた同項に規定する損失の金額をその生じた日の属する年分及びその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす場合には、次に定めるところによる。

一 当該損失の金額をその生じた日の属する年分の法第三十三條第三項第

一 学校教育法第一条（学校の範囲）、第二百二十四条（専修学校）又は第百三十四条第一項（各種学校）の学校の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第二百二十四条又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

二・三 同上

（交換による取得資産の取得価額等の計算）

第六十八條 法第五十八條第一項（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）の規定の適用を受けた居住者が同項に規定する取得資産（以下この条において「取得資産」という。）について行なうべき法第四十九條第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の額の計算及びその者が取得資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者がその取得資産を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額をもつて取得したものとみなす。この場合において、その譲渡による所得が法第三十三條第三項各号（譲渡所得の金額）に掲げる所得のいずれに該当するかの判定については、その者がその取得資産を法第五十八條第一項に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）を取得した時から引き続き所有していたものとみなす。

一〜三 同上

（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）

第七十八條 同上

2 同上

一 まず、当該損失の金額をその生じた日の属する年分の法第三十三條第

三 号（譲渡所得）に掲げる所得の金額、同項第一号に掲げる所得の金額又は同項第二号に掲げる所得の金額の計算上順次控除すべき金額とする。

二 前号の規定によりなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその生じた日の属する年の翌年分の法第三十三条第三項第三号に掲げる所得の金額、同項第一号に掲げる所得の金額又は同項第二号に掲げる所得の金額の計算上順次控除すべき金額とする。

3 省略

（損益通算の順序）

第九十八条 法第六十九条第一項（損益通算）の政令で定める順序による控除は、次に定めるところによる。

一・二 省略

三 第一号の場合において、同号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを譲渡所得の金額及び一時所得の金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、同号の規定による控除後の金額）から順次控除する。この場合において、当該譲渡所得の金額のうちに、法第三十三条第三項第一号又は第三号（譲渡所得）に掲げる所得に係る部分と同項第二号に掲げる所得に係る部分とがあるときは、同項第一号又は第三号に掲げる所得に係る部分の譲渡所得の金額からまず控除する。

四・五 省略

六 山林所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず經常所得の金額（第一号又は第四号の規定による控除が行なわれる場合には、これらの規定による控除後の金額）から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額（第二号又は第三号の規定による控除が行なわれる場合には、これらの規定による控除後の金額）から順次控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、同号の規定による控除後の金額）から控除する。この場合においては、第三号後段の規定を準用する。

三 項第一号（譲渡所得）に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とし、当該所得の金額の計算上控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該年分の同項第二号に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とする。

二 前号の規定によりなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその生じた日の属する年の翌年分の法第三十三条第三項第一号に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該翌年分の同項第二号に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とする。

3 同上

（損益通算の順序）

第九十八条 同上

一・二 同上

三 第一号の場合において、同号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを譲渡所得の金額及び一時所得の金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、同号の規定による控除後の金額）から順次控除する。この場合において、当該譲渡所得の金額のうちに、法第三十三条第三項第一号（譲渡所得の金額）に掲げる所得に係る部分と同項第二号に掲げる所得に係る部分とがあるときは、同項第一号に掲げる所得に係る部分の譲渡所得の金額からまず控除する。

四・五 同上

六 山林所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず經常所得の金額（第一号又は第四号の規定による控除が行なわれる場合には、これらの規定による控除後の金額）から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額（第二号又は第三号の規定による控除が行なわれる場合には、これらの規定による控除後の金額）から順次控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、同号の規定による控除後の金額）から控除する。この場合においては、第三号後段の規定を準用する。

(雑損控除の適用を認められる親族の範囲)

第二百五条 法第七十二条第一項(雑損控除)に規定する政令で定める親族は、居住者の配偶者その他の親族でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が六十二万円以下であるものとする。

2 省 略

(外国税額控除の対象とならない外国所得税の額)

第二百二十二条の二 省 略

2 省 略

3 法第九十五条第一項に規定する居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額は、次に掲げる外国所得税の額とする。

一 四 省 略

五 租税特別措置法第九条の八第一項(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)に規定する非課税口座内上場株式等の配当等又は同法第九条の九第一項(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等に対して課される外国所得税の額

4 省 略

(内部取引に含まれない事実の範囲等)

第二百二十五条の十六 省 略

2 法第九十五条第七項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ 省 略

ハ 第六条第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号ロに規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号ヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 省 略

(雑損控除の適用を認められる親族の範囲)

第二百五条 法第七十二条第一項(雑損控除)に規定する政令で定める親族は、居住者の配偶者その他の親族でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が五十八万円以下であるものとする。

2 同 上

(外国税額控除の対象とならない外国所得税の額)

第二百二十二条の二 同 上

2 同 上

3 同 上

一 四 同 上

五 租税特別措置法第九条の八(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)に規定する非課税口座内上場株式等の配当等又は同法第九条の九第一項(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等に対して課される外国所得税の額

4 同 上

(内部取引に含まれない事実の範囲等)

第二百二十五条の十六 同 上

2 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第六条第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号ロ及びヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 同 上

(延払条件付譲渡に係る税額の計算等)

第二百六十六条 法第三十二条第四項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 省 略

二 前号に規定する申告書に記載された法第二十條第一項第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額(法第三十三條第三項第二号(譲渡所得)に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額)又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうち一口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額につき法第二編第三章(税額の計算)の規定に準じて計算した所得税の額の額

イ・ロ 省 略

2 省 略

3 第一項第二号又は前項第二号に掲げる所得税の額を計算する場合におけるこれらの規定に定める控除については、次に定めるところによる。

一 その年分の譲渡所得の金額のうちに法第三十三條第三項第一号又は第三号に掲げる所得に係る部分と同項第二号に掲げる所得に係る部分とがあるときは、それぞれにつき第一項第二号又は前項第二号の規定を適用して控除すべき金額を計算する。

二 四 省 略

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第二百九十一条の二 省 略

2 法第六十二条第二項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

イ・ロ 省 略

ハ 第六條第八号(減価償却資産の範圍)に掲げる無形固定資産(国外)における同号口に規定する試掘権に相当するもの及び国外における同号ヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。

二 省 略

(延払条件付譲渡に係る税額の計算等)

第二百六十六条 同 上

一 同 上

二 前号に規定する申告書に記載された法第二十條第一項第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額(法第三十三條第三項第二号(譲渡所得の金額)に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額)又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうち一口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額につき法第二編第三章(税額の計算)の規定に準じて計算した所得税の額の額

イ・ロ 同 上

2 同 上

3 同 上

一 その年分の譲渡所得の金額のうちに法第三十三條第三項第一号に掲げる所得に係る部分と同項第二号に掲げる所得に係る部分とがあるときは、それぞれにつき第一項第二号又は前項第二号の規定を適用して控除すべき金額を計算する。

二 四 同 上

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第二百九十一条の二 同 上

2 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第六條第八号(減価償却資産の範圍)に掲げる無形固定資産(国外)における同号口及びヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。

二 同 上

(完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例)

第三百一条 法第七十七条第一項(完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例)に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四十七条第二項(成立等)に規定する管理組合法人及び同法第六十六条(建物の区分所有に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)第七條の二第一項(変更の登記)に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十三條第一項(法人格)に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項(定義)に規定する特定非営利活動法人並びにマンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第五条第一項(マンシヨン再生事業の施行)に規定するマンシヨン再生組合、同法第九條(マンシヨン等売却事業の実施)に規定するマンシヨン等売却組合、同法第六十三條の二(マンシヨン除却事業の実施)に規定するマンシヨン除却組合及び同法第六十四條(敷地分割事業の実施)に規定する敷地分割組合とする。

2 省 略

(源泉徴収を要しない公的年金等の額)

第三百九條の十二 法第二百三條の七(源泉徴収を要しない公的年金等)に規定する政令で定める金額は、百二十二万円とする。

(償還金等の支払調書の提出範囲)

第三百五十二條の二 法第二百五條第一項第十一号(支払調書及び支払通知書)に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十條の二第七項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第四十七條第二項(成立等)に規定する管理組合法人及び同法第六十六條(建物の区分所有に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條の二第一項(変更の登記)

(完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例)

第三百一条 法第七十七条第一項(完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例)に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四十七条第二項(成立等)に規定する管理組合法人及び同法第六十六条(建物の区分所有に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)第七條の二第一項(変更の登記)に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十三條第一項(法人格)に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項(定義)に規定する特定非営利活動法人並びにマンシヨンの建替等の円滑化に関する法律第五条第一項(マンシヨン建替事業の施行)に規定するマンシヨン建替組合、同法第六十六條(マンシヨン敷地売却事業の実施)に規定するマンシヨン敷地売却組合及び同法第六十四條(敷地分割事業の実施)に規定する敷地分割組合とする。

2 同 上

(源泉徴収を要しない公的年金等の額)

第三百九條の十二 法第二百三條の七(源泉徴収を要しない公的年金等)に規定する政令で定める金額は、百十八万円とする。

(償還金等の支払調書の提出範囲)

第三百五十二條の二 法第二百五條第一項第十一号(支払調書及び支払通知書)に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十條の二第七項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第四十七條第二項(成立等)に規定する管理組合法人及び同法第六十六條(建物の区分所有に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條の二第一項(変更の登記)

に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律第五条第一項（マンション再生事業の施行）に規定するマンション再生組合、同法第九十九条（マンション等売却事業の実施）に規定するマンション等売却組合、同法第六十三条の二（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合及び同法第六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする。

2 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条の第二第二項の改正規定及び第二百五条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第八条、第九条第二項から第七項まで及び第十条の規定 令和八年十二月一日

二 第二百二十二条の第二第三項第五号の改正規定及び第三百十九条の十二の改正規定並びに附則第九条第一項の規定 令和九年一月一日

三 第五条の改正規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日

四 第六条第八号の改正規定、第八十九条第七号の改正規定、第二百二十一条の第二第一項第五号の改正規定、第二百二十三条第三項第三号の改正規定、第二百二十五条第二号の改正規定、第三百三十二条第一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロの改正規定、第三百三十四条第一項第二号の改正規定、第二百二十五条の十六第二項第一号ハの改正規定並びに第二百九十一条の第二第二項第一号ハの改正規定並びに附則第七条の規定 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

五 第八十一条の次に一条を加える改正規定、第八十七条の改正規定、第一百十九条の第二第一項の改正規定、第一百十九条の第四第二項の改正規定、第一百十九条の五第二項の改正規定、第六十八号の改正規定、第七十八

に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第五条第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第一百六条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする。

2 同 上

条第二項の改正規定、第九十八條第三号の改正規定（「及び」を「又は」に改める部分を除く。）及び第二百六十六條第三項第一号の改正規定並びに附則第五條の規定 第三号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（ひとり親の範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第十一条の二第二項の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新令第十一条の二第二項の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三條第一項の更正の請求をすることができる。

（勤労学生の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第十一条の三第二項の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税とされる通勤手当に関する経過措置）

第四条 新令第二十条の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当（施行日前に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当の差額として追給されるもの）以下この条において「特定差額追給手当」という。）を除く。）について適用し、施行日前に受けるべき改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二十条の二に規定する通勤手当（施行日以後に受けるべき特定差額追給手当を含む。）については、なお従前の例による。

（贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産の範囲に関する経過措置）

第五条 新令第八十七條の規定は、附則第一条第五号に定める日の属する年

分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(収用に類するやむを得ない事由に関する経過措置)

第六条 新令第九十三条の規定は、施行日以後に発生する所得税法第四十四条に規定するやむを得ない事由について適用し、施行日前に発生した同条に規定するやむを得ない事由については、なお従前の例による。

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第七条 新令第二百二十条の二第一項、第二百二十三条第三項、第二百五条、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に定める日前に取得をされた旧令第二百二十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産につき既にそのよるべき償却の方法として同項第三号イ(2)に規定する生産高比例法(以下この項において「生産高比例法」という。)を選定している場合(旧令第二百二十三条第三項の規定により生産高比例法を選定したものとみなされている場合及びその償却の方法を届け出なかったことにより旧令第二百二十五条第二号ロに定める方法によるべきこととされている場合を含む。)には、当該減価償却資産については、新令第二百二十条の二第一項第五号ロに規定する生産高比例法を選定したものとみなす。

(雑損控除の適用を認められる親族の範囲等に関する経過措置)

第八条 新令第二百五条第一項(所得税法施行令第二百四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定は、令和八年分以後の所得税又は同年以後の各年において生ずる所得税法第七十一条の二第二項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和七年分以前の所得税又は同年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

2 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所

得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新令第二百五条第一項の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新令第三百十九条の十二の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の七に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき同条に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2| 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第十一条第二項に規定する政令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 厚生労働大臣が支給する公的年金等

二 国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等

三 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する公的年金等

四 日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等

五 地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等

六 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等

七 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による公的年金等

八 前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める公的年金等

3| 改正法附則第十一条第三項の規定により還付をする場合には、その還付をすべき金額に相当する金額は、同条第二項に規定する特定公的年金等（

次項において「特定公的年金等」という。）の支払者が所得税法第二百三
条の二の規定により納付すべき金額から控除する。

4| 前項の規定を適用する場合において、同項に規定する特定公的年金等の
支払者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該特定公
的年金等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十
八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地
）の所轄税務署長は、改正法附則第十一条第三項の規定により還付すべき
金額のうちまだ還付されていない金額を同条第二項に規定する居住者に還
付する。

一| 特定公的年金等の支払者でなくなったこと又は所得税法第二百三条の
二の規定により徴収して納付すべき所得税の額がなくなったことにより
改正法附則第十一条第三項の規定による還付をすべき金額の全部又は一
部を還付することができないこととなった場合

二| 改正法附則第十一条第三項の規定による還付をすべきこととなった日
の属する月の翌月一日から起算して二月を経過した後において、なお当
該還付をすべき金額の全部を還付するに至らない場合

5| 前項の規定の適用を受けようとする同項に規定する支払者は、同項各号
のいずれかに該当することとなった旨を記載した書面に、各人別の改正法
附則第十一条第三項の規定による還付をすべき金額及び当該金額のうちま
だ還付をされていない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添
付して、これを前項の税務署長に提出しなければならない。

6| 改正法附則第十一条第二項から第四項までの規定の適用がある場合にお
ける所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「
第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び所
得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十一条第
二項から第四項まで（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）」と
する。

7| 第三項から前項までに定めるもののほか、改正法附則第十一条第二項か
ら第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

第十条 改正法附則第十二条第一項の規定の適用がある場合には、次に定め
るところによる。

一| 前条第三項から第七項までの規定の適用については、同条第三項中「

改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、「第二百三条の二」とあるのは「第二百三条の二及び改正法第十二条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次項第一号において「旧特別措置法」という。）第二十八条第一項」と、同条第四項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第一号中「第二百三条の二」とあるのは「第二百三条の二及び旧特別措置法第二十八条第一項」と、「所得税の額」とあるのは「金額」と、「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第二号及び同条第五項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同条第六項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、「附則第十一条第二項から第四項まで」とあるのは「附則第十二条第一項（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する同法附則第十一条第二項から第四項まで」と、同条第七項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正法」とする。

二 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六条第十五号の規定の適用については、同号中「第四節」とあるのは、「第四節及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法附則第十一条第二項から第四項まで」とする。